# 重点要望項目 要望内容・理由

# I. ポストコロナの経済回復、カーボンニュートラル実現のための基盤構築等に資する重要税制

我が国経済は、新型コロナウィルス感染拡大による影響により大きな打撃を 受けたものの、海外経済の回復に伴い、生産や輸出など回復の兆しが出ている。 しかし、感染拡大には歯止めがかかっておらず、先行きは依然不透明である。

政府は、本年6月に「経済財政運営の指針2021(骨太方針2021)」を策定、感染防止拡大に全力を尽くすとともに、デジタル化や脱炭素化を図りつつ生産性向上につながる取り組みを進め、経済の下支え・回復方策を最優先で実行する方針を示した。

こうした状況下、我々機械業界は産業界の先頭に立って、景気の拡大への貢献、雇用の維持、ウィルス感染防止への対応などを推進していく所存である。 政府におかれては引き続き、幅広い政策支援をお願いしたい。とりわけ税制は事業活動に及ぼす影響が大きい。既存の方針や枠組みに固執していては、ポストコロナの経済基盤再構築やカーボンニュートラルの実現など、現在直面している大きな課題を解決することは困難である。是非、かつてない大胆な政策や措置を講じて頂きたい。

税制の中で企業活動支援の効果が大きい法人実効税率の引き下げ問題について言及したい。産業競争力強化のため、我が国は平成30年度には29.74%まで税率を引き下げた。しかし、併せて財源確保を目的とする外形標準課税の強化など課税ベースの拡大が行われた結果、企業の実質的税負担の軽減には繋がっていない。現在、日本の法人実効税率は世界最高の水準にあり、国際的な競争環境の確保の観点から、中長期的には実質的な税負担の軽減として法人実効税率を25%程度まで引下げていくことが必要である。他方、国際的な法人税水準に係る合意形成、米欧における法人税引上げ検討の動きが顕在化しており、その動向を見る必要がある。また、消費税や地方税の在り方、歳出削減、GX等の重要政策に対する税制・優遇措置・補助金の緩急をつけた見直し等をセットで引き続き議論を行うことが必要である。

令和4年度税制改正に関しては、日本機械工業連合会は、ポストコロナの経済回復、カーボンニュートラル実現のための基盤構築等に資する税制を重視し、 以下の諸点につき重点項目としてその実現を強く要望する。

# 1. 持続可能な地球温暖化防止対策の推進ーカーボンニュートラルの実現に向けて

カーボンニュートラル(温暖化ガス排出量実質ゼロ)は世界共通の目標であり、 我が国政府も2050年実現に向けてグリーン成長戦略の策定を行うとともに、新 型コロナウイルス禍からの経済復興の起爆剤として環境対策を位置付けた。しかし、現在の脱炭素化技術やエネルギーコストではカーボンニュートラルを実現することは不可能であり、今後、政府、産業界及び国民一体の努力と協力の下、持続可能な地球温暖化防止対策を進めつつ、目標実現の核となる画期的なイノベーションを創出して行く必要がある。

産業界はカーボンニュートラル実現に向けて先頭に立つ責務を課されており、 脱炭素化のための研究開発、設備投資、徹底したCO2削減努力等を一層推進す る必要がある。政府には下記の税制に加え、財政措置、研究開発支援、補助金 等総合的な政策支援をお願いしたい。

# (1) 持続可能で成長に資するカーボンプライシングが重要一負担増のみを強い る炭素税導入には反対

カーボンプライシング(炭素の価格付け)は、カーボンニュートラル実現のためのイノベーションを喚起する手段であるが、目標達成のためには、持続可能で成長に資するカーボンプライシングの実現が重要となる。そのため、国際的に調和がとれ、産業競争力の強化や設備投資の促進、過度な国民・企業負担の回避等に繋がる仕組みが必要である。

炭素税の導入は、エネルギーコストが高い上に化石燃料に対する既存税制の負担が大きい中、更に追加負担を課し、産業界の脱炭素化対応を困難にすることとなるため、反対する。

# (2) 地球温暖化対策税の廃止を含めた抜本的見直し

地球温暖化対策税は、具体的な実効効果が見えないまま、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足枷となるおそれが高く、廃止も含めた抜本的見直しが必要である。

# 2. デジタル化、カーボンニュートラル対応等に向けた設備投資促進税制 の整備ーポストコロナの新たな経済成長に向けて

新型コロナウィルス感染拡大による影響を受けて低迷した設備投資は回復傾向にあるものの、感染拡大に歯止めがかかっておらず、先行きは不透明である。 政府はカーボンニュートラルの実現及び今後の経済成長持続を目指して、環境・デジタル投資の加速を打ち出しており、企業は省エネ・脱炭素化・デジタル化推進に向けて大胆な設備導入を求められている。

かかる状況下、ポストコロナの新たな経済成長を目指し、デジタル化やカーボンニュートラル対応等に向けた設備投資促進税制を整備されたい。

## (1) 新たな成長に向けての設備投資の促進

ポストコロナの我が国経済の新たな成長に向けて、デジタル化への対応、 グリーン分野の成長が欠かせない。

とりわけ、カーボンニュートラル対応のためには、事業再構築や業界によってはサプライチェーン全体の取組も必要となるなど、今後多大な設備投資が必要となる。

また、我が国生産現場の設備老朽化は深刻で、生産性や競争力の面で中国 や海外諸国と比して憂慮すべき状況にある。サイバーセキュリティーの確保、 国内外におけるサプライチェーンの複数化・強靱化及び働き方改革への対応 など課題も多い。

この状況に対応するため、課題解決に資する新規設備等の導入のための機械、装置及びソフトウェアを含めた投資を税制上強力に後押しすべきである。具体的には、平成26年から3年間実施された「生産性向上設備投資促進税制A類型」のような適用要件が簡易・明確で実効性が確実な税制を導入して頂きたい。また、令和3年度税制改正にて実現した「DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制」、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の支援措置内容の強化も併せてお願いしたい。

## (2) 5 G 投資促進税制の期限延長

Society5.0の実現に向けて、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備に貢献している5G投資促進税制の適用期限を延長して頂きたい。

# (3) 償却資産課税の見直し

#### ① 機械類等に対する固定資産課税の撤廃

機械類等に対する固定資産税の課税は、中小企業に限定しつつ令和 4年度末まで軽減、免除が図られているが、本来機械類等への償却資 産課税は国際的に見て極めて異例の税制であり、設備投資の促進を阻 害し、我が国産業の国際競争力を低下させており、機械業界として大 企業も含め撤廃されることを強く要望する。

#### ② 償却資産税の評価額算定方式の見直し

平成19年度の税制改正における減価償却制度の見直しにおいて、 我が国において特異な制度となっていた5%の残存価額制度が廃止されたが、固定資産税においては従前のままの制度で現在に至っている。 地域経済の活性化を図る上で、サービス分野を含めて生産性の向上の ための投資の活発化が求められるなかで、国際的にも例を見ない制度 が地方税において残存している状況に改善が求められる。新しいイノ ベーション時代の地方への波及を図るうえにおいても、見直しを強く 要望する。

#### (4) 減価償却の方法

減価償却の方法は、現在、企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる方式となっている。法人税率引下げ等の財源確保のため、平成28年度税制改正において新規に取得する建物付属設備・構築物について定額法に一本化された経緯がある。企業の経営実態や投資計画も踏まえて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があるため、今後も定額法への一本化を行うことなく、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を維持すべきである。

# 3. 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応

経済のデジタル化に伴う新たな国際課税ルールについてOECDを中心に議論が進展し、130か国・地域で大枠合意が成立、7月10日に開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議にて正式確認され、本年10月までに細部を詰めた最終合意、2023年の導入を目指すこととされている。本合意は経済の電子化に対応した課税原則の抜本改革、所在地課税原則の見直しを含み、企業活動に多大な影響を与えるものである。従って、その導入に当たっては、国際間の最終調整、国内法制化に向けて、以下の点を考慮した慎重な対応が望まれる。

「第1の柱(国際課税原則の見直し(市場国への新たな課税権の配分、市場国での販売活動等に係る移転価格ルールの定式化))」では、過度に市場国またはユーザー所在国へ課税権が偏りすぎないこと、企業の事務負担の観点から過度に複雑な制度としないことに留意し、我が国企業への影響が極力少なくなるような制度構築を目指して頂きたい。

制度の簡素化を実現するには、特定事業(例えばクラウドサービス等)を対象とする場合の判断基準や切り出し方法の簡素化が不可欠であり、今後の国際協議の場で制度の簡素化に資する積極的な提案や議論をお願いしたい。また、二重課税の排除と事務負担の軽減のためには、外税控除方式ではなく、各国が統一的に国外所得免除方式を採用し、かつ、企業が各国当局に申告するのではなく、親会社等の所在地国当局と各国当局間で調整するのが事務の全体最適につながり経済的と考える。

第1の柱が合意された場合、DST(デジタルサービス税)等の一国主義的な制度 が速やかに廃止されるよう、国際合意するとともに、各国への働きかけをお願 いしたい。また、インドの平衡税に関連して課税対象となる日印間の取引を明 確にして頂きたい。 「第2の柱(軽課税国への利益移転への対抗(大規模多国籍企業への最低税率の導入))」では、IIR(所得合算ルール)が求める国・地域単位のブレンディングを、企業は連結決算で実施していない。制度の簡素化のためには、税務行政ガイダンス(いわゆるホワイトリスト)や、CbCRの実効税率等を用いたセーフハーバー等のオプションも検討して頂きたい。

第2の柱の対象となる外国子会社の大半は既に我が国CFC税制(外国子会社合算税制)の対象と想定されるため、第2の柱の導入にあたり、CFC税制の廃止(あるいは簡素化や租税負担割合の15%への引き下げ等)をお願いしたい。IIR導入により租税回避の誘因が減少し、且つ、IIRのミニマム税率とCFCの租税負担割合の差が僅少となれば、その受動的所得をCFCで課税することと制度の簡素化を図ることのメリット・デメリットは、国際的なイコールフッティングの観点から再考されるべきである。

我が国への導入時期は主要国と足並みを揃えて頂きたい。特に我が国が先駆けて導入し、我が国企業が他国より不利に陥らないように慎重に検討願いたい。また、各国で優遇措置を受けている事業実体の伴う企業の激変緩和措置として、一定の期間は経過措置を講じて頂きたい。

# 4.研究開発税制の拡充

**IoT**、AI、ロボティックス等の先端分野でのイノベーションの加速化、市場環境のデジタル化や企業体質・構造の変革に対応するためのデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展が世界的な潮流となり、研究開発投資の重要性がますます高まっている。

しかし、我が国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている中、 リーマンショック以降、我が国企業の研究開発投資は欧米諸国や中国に比べて 伸び悩み、現在の我が国の水準は、米国と中国の3分の1に過ぎず、国際競争力 の観点からまさに憂慮すべき状況にあると言える。研究開発投資の面で、欧米 や中国と我が国との差が開いたのは、欧米諸国や中国では政府が企業の研究開 発に手厚い支援策を講じたことも一因である。

この状況下、カーボンニュートラルの実現のため、企業には更なる研究開発 投資が求められている。ついては、政府には研究開発税制の拡充など積極的な 支援策をお願いしたい。

企業の研究開発活動の円滑化を図るため、具体的にお願いしたい項目は以下 の通りである。

# (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(一般型)の拡充等

一般型(旧総額型)は、我が国の研究開発を支える根幹の税制として多くの企業が活用している。令和3年度税制改正において、税額控除限度額が法人税額の25%から30%に引き上げられたが(2年間の時限措置)、カーボンニュートラルの目

標実現のため、更に一層の研究開発を求められる中、この水準は積極的に研究開発投資を進める企業にとって重大な制約となっている。我が国産業成長の根源となる企業の研究開発投資の増大を促すため、税額控除限度額を大幅に拡充して頂きたい。また、海外諸国の現状も踏まえ、税額控除限度超過額の繰越制度の復活及びその際の繰越要件の撤廃をお願いしたい。

# (2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の更なる要件緩和と拡充

オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)は、対象範囲の拡大やインセンティブの拡充、制度運用上の改善方策等が行われてきたが、未だに制度利用が十分に拡大しているとは言い難い。その効果を精査し活用促進を図るとともに、監査要件や契約書記載要件等について実態にあった更なる要件緩和をお願いしたい。

# (3) オープンイノベーション促進税制の適用期限の延長及び拡充

令和2年度税制改正にて創設された、設立10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講じる「オープンイノベーション促進税制」は、大企業からスタートアップ企業への投資を促し、我が国のオープンイノベーション拡大に貢献しているため、適用期限を延長して頂きたい。延長に当たっては、スタートアップ企業への出資について、(マイノリティ出資と比較して)より深いシナジーが期待され、よりリスクの高い取組であるスタートアップ企業に対する既発行株式の取得を含むマジョリティ出資(M&A)を行う場合でも所得控除が適用できるようにすべきである。現行制度では、資本金の増加を伴う出資が対象であるところ、対象になっていない既発行株式の取得も税制の対象に含めることを希望する。

#### (4) 研究開発専用設備及びソフトウエアの即時償却の容認

研究開発専用設備及びソフトウエアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

#### (5) 「パテントボックス税制」の動向への対応

近年、ヨーロッパ諸国を中心に導入されている、研究開発成果から生じる 所得に優遇措置を与える「パテントボックス税制」について、研究開発拠点 としての立地競争力の維持・強化及び海外への研究開発機能の流出を防止す る観点から、英国など導入国の仕組みを検証するなど、我が国に適した同税 制の導入を検討して頂きたい。

# (6) 組織再編があった場合の比較試験研究費(について分割・現物出資の場合の認定・届出におけるみなし規定の創設、現物出資の場合の除外規定の創設)

比較試験研究費については、平成30年度税制改正により総額型制度の算 定に用いられることになったが、分割・現物出資があった場合の認定時期に よる算定の不合理を是正するため、以下の措置を要望する。

- 認定制度でなく届出のみで認められる制度とする。もしくは、認定された場合、組織再編の日に遡って効力が認められるような、みなし認定制度へと改正する。
- 現物出資においても、現物分配と同様に研究開発資産に該当しない場合 に調整計算を除外する規定を導入する。
- 連結納税会社間の組織再編では、連結納税合計としては変わらないため、 届出のみで組織再編に係る調整が認められるような規定を導入する。

# Ⅱ. 産業活力の維持・強化、二重課税の排除、効率化の推進などに資する 税制

産業活力の維持・強化、二重課税の排除、効率化の推進などに資する税制として、繰越欠損金、納税事務負担、受取配当金、外形標準課税、グループ通算制度、国際関連税制、地方法人課税、会計基準変更等に関して改善を求め、以下に要望する。

# 1. 繰越欠損金の扱いの改善

新型コロナウイルス感染拡大で企業の業績悪化による多額の欠損金計上が 見込まれる中、令和3年度税制改正において、繰越欠損金の控除上限の特例制度 が創設されたことを評価したい。

しかし、そもそも国際的に見劣る我が国の繰越欠損金の扱いは企業経営にとって大変深刻な問題となっている。近年、繰越制限が更に強化され、①繰越期間は米国、英国、フランス、ドイツ等が無制限に対して10年、②控除上限は米国、英国、韓国等が無制限に対して50%に制限、諸外国と比べてますます不利な状況にある。そのため、今回の特例措置に限らず、恒久措置として「繰越欠損金の扱い」を改善して頂きたい。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に 重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度 ある。国際的イコールフッティングの観点も踏まえて、控除上限の制限を緩和 するとともに、繰越期間の10年を大幅に延長して頂きたい。

# 2. 納税事務の負担軽減や時代に合わない課税制度の撤廃

働き方改革は中小企業まで広がりつつあり、また、ウイズコロナ対応として テレワーク(在宅勤務)などリモートワークも急速に進展しており、今後も働き方 や生活様式などの変革が一層加速することが予想される。この動きを後押しす る観点からも、企業にとって複雑で多大な労力やコストを要する納税事務の負 担軽減や時代に合わない課税制度の撤廃が求められており、速やかに実施して 頂きたい。

具体的な要望項目は次の通り。

## (1) 働き方改革にも資する納税事務負担の軽減推進

## ① 電子申告の進展に資する手続きの簡素化等

平成30年度改正において電子申告の進展に資する手続きの簡素化が図られ、昨年10月より改正電子帳簿保存法が施行されたが、今後、更なる電子申告手続きの簡素化、請求書原紙保存の要件緩和など電子保存の柔軟化等を進めて頂きたい。

具体的には、電子申告では全ての添付書類のPDF提出を認める、地方税ポータルシステム(eLTax)におけるPDF書類を一括アップロードする仕組みの構築(例えば県に一括送信し、市町村はそこにアクセスする仕組み)など、改善をお願いしたい。また、電子申告の義務化の対象となる法人について、税務署は設立の届出書・異動届出書・申告書等に記載された情報で把握できるため、適用開始届出の提出はワンスオンリー原則に逆行するため撤廃して頂くとともに、既に電子申告を実施している法人の届出提出要否についても再度検討し、提出を不要とする措置を講じて頂きたい。

# ② 地方税の納税事務簡素化の推進

地方税は申告書類が多く、計算が複雑である。税率の異なる地方自 治体にそれぞれ申告・納付を要することから、企業の事業活動が広域 化、多様化している現状を考慮すると、現在の方式は極めて煩雑であ り、納税側・徴収側双方の事務負担やコストも計り知れない。そのた め、地方法人課税の抜本的簡素化を進めて頂きたい。

具体的には、申告書類の削減、フォーマットの統一を進めると共に、 法人番号制度を活用し、本店所在地都道府県等への地方税の一括納付を 可能とするシステムを検討頂きたい。

# ③ 法人税及び消費税、源泉所得税の申告期限等の延長

我が国の法人税及び消費税の納付期限は事業年度終了後2カ月以内とな

っており、ドイツ、英国、米国等の外国に比べて短く、延長して頂きたい。 なお、令和2年度税制改正で消費税でも法人税と同様に1カ月間申告期限延 長の特例措置が実現したが、株主総会時期の変更時、連結納税適用時など、 法人税申告時期とのずれが生じるなどの課題があり、更なる見直しをお願 いしたい。

また、我が国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、現行の支払翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、納付期限を支払翌月末日として頂きたい。

#### ④ 国と地方との連携強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により期限内申告が困難な場合の申告期限の延長申請について、国税については柔軟な対応(申告書への付記)を認める措置が講じられたが、地方税については総務省から各自治体への要請となっており、国税と同様の「申告書への付記」を認めていない自治体には別途届出書を提出する必要がある。日本国内に多数の事業所を有する場合、各自治体の取り扱いを確認するだけでも相当な手数がかかるため、少なくとも今回のような非常下においては国と各自治体が連携して共通の措置を講じて頂きたい。

#### (2) 印紙税の廃止・抜本的見直し

デジタル化の進展に伴い、電子商取引の急速な普及などペーパーレス化の進む現状において、作成文書に担税力を求める文書課税は不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。

#### 3.受取配当金の扱いの改善

受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大するとともに、持ち分株式の区分が複雑となった。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、事務効率化のため、従来の株式区分に戻すとともに、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算は廃止して頂きたい。

# 4.外形標準課税の廃止又は抜本的見直し

平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。 外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、業績の回復、雇用の維持の面から大変重い足枷にもなっており、廃止に向けて検討されたい。

また、規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、付加価値割の 算定方法など集計要素に相当の実務負担を要しており、廃止が困難な場合、簡 素化も含めた抜本的見直しを行って頂きたい。

# 5. グループ通算制度への移行に伴う問題点の改善

令和4年度から適用が開始されるグループ通算制度は、平成14年度に導入された現行の連結納税制度を見直し、簡素化等の推進等を図り、グループ一体経営の効果を高めるためのものであるが、本制度が有効に活用されるよう、以下の改正をお願いしたい。

#### (1) 試験研究費増額修更生に対応した控除額の増額処理の容認

試験研究費税額控除では、修更正による法人税の増額があった場合、 税額控除の増額が行われないため、当該控除額の増額処理を認めて頂き たい。

#### (2) 地方税(法人住民税、法人事業税)におけるグループ通算制度の導入

地方税(法人住民税、法人事業税)においてもグループ通算制度を導入して頂きたい。

#### (3) グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し

子法人がグループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人がグループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乗せされ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

# (4) グループ通算制度対象子会社の拡大

現行の連結納税制度では国内100%子会社のみが連結納税の対象となって

いるが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。組織再編税制により税制適格での事業再編が可能となり、事業の切出し・統合による競争力の強化が後押しされているが、グループ外との再編を実施した場合、グループ納税については離脱を余儀なくされるのは制度面での矛盾といわざるを得ない。そのため、グループ通算制度対象子会社の範囲を拡大して連結会計と同等として頂きたい。

# 6. 国際関連税制の見直し・改善

新興諸国を中心に拡大するグローバル市場への対応は、企業の成長のみならず我が国経済の今後の繁栄にとって不可欠である。我が国企業は新たな市場開拓を目指して年々海外事業展開を深化させてきたが、各国の課税権のせめぎあいが激化する中、独自課税を課す国もあり、国際的二重課税のリスクを負う局面が増加している。我が国の国際課税制度は、国際的二重課税の調整、国際的租税回避の防止を原則に年々改善が図られてきたが、国際環境は日々変化しており、企業の健全な海外事業活動を確保する観点から、更なる改善をお願いしたい。

# (1) 外国税額控除制度の見直し

#### ① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における 税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務 調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当 局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。 このような場合、外国税額控除枠が十分に活用できないことなどから、 外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行 えない事態が多々生じている。したがって、控除額及び控除限度超過額 の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10 年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、 平成30年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されたことを参考に、10 年への延長を要望する。

### ② 控除限度超過額の繰越期間経過後の損金算入の容認

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

# ③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計算した金額相当となるような仕組にして頂きたい。

#### ④ 外国税額控除に関する救済措置

ベトナムやマレーシア等では、PE(恒久的施設)概念の拡張解釈等により幅広く役務提供全般に対して課税が行われているが、二重課税排除の観点から、日本の国内法上このような課税について外国税額控除の適用対象とする等、救済措置を講じられたい。

### (2) 外国子会社合算税制の改善

### ① 制度適用免除基準導入への対応-ホワイトリストの導入等

平成29年度税制改正において、トリガー税率が廃止される一方、同水準の「制度適用免除基準」が導入されたことにより申告対象が限定されたが、引き続き必要となる適用免除可否判定作業の事務負担の軽減が課題となっており、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社について外国子会社合算税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を検討願いたい。制度適用免除基準の水準については、諸外国や我が国の法人実効税率の引き下げ動向に合わせて、見直して頂きたい。

#### ② 配当に係る持分割合基準の見直し

受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準を見直して頂きたい(例えば、特定外国子会社による持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないなど)。

#### ③ キャピタルゲイン特例についての要件緩和

日本企業が外国企業の買収等により外国のペーパーカンパニーを保有することとなった場合において、その後の事業再編により発生する一定の株式譲渡益については合算課税の対象外とする措置が設けられた。租税回避行為の意図がなく保有することとなったペーパーカンパニーを確実に整理できるように、譲渡期間要件の経過措置5年を無制限または10年に延長するなど、キャピタルゲイン特例についての要件を緩和頂きたい。

# ④ 欠損金の合算の容認

現行の税制では欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社の み日本で課税するという公正さを欠く制度となっているため、実質上親 会社と一体である特定外国子会社の欠損金は合算を容認すべきである。

# ⑤ 合算対象所得から除外される孫会社要件の緩和

平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社(孫会社、25%以上の株式等を6カ月以上保有)から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

# ⑥ 適用除外基準の拡充及び事前確認制度の導入

平成22年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも十分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

# ⑦ Passive Incomeに対する課税制度の簡素化

事業会社にとってPassive Incomeの収入に占める比率は極めて低く、調査・算出に費やす事務負担が増えるだけであるため、制度の簡素化をお願いしたい。

#### ⑧ 部分合算課税の対象から除外する持分割合25%以上の判定の緩和

剰余金の配当等、有価証券の譲渡損益について、部分合算課税の対象から除外する持分割合25%以上の判定はグループ全体の持分で行うこととして頂きたい。

#### ⑨ 特定外国子会社等の判定に関する明細書について

特定外国子会社等の判定に関する明細書(別表17(3)付表1)及び添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書(別表17(3の7)付表2)に関してCSV形式での提出を認めて頂きたい。また、別表17(3の7)に記載する外国子会社の財務数値は、別表17(4)にも記載が要求されているため、別表17(3の7)における財務数値記載の廃止を検討して頂きたい。

## ⑩ 研究開発など能動的な事業活動を行う場合の事業基準の見直し

主たる事業が、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供」の場合、事業基準を満たさないとされているが、外国関係会社が自ら研究開発を行い、創出した無形資産に係る工業所有権、著作権の提供によりロイヤリティを収受するビジネスの場合は、事業基準

を満たすよう見直して頂きたい。外国関係会社が研究開発など能動的な事業活動を行う場合も全体合算の対象にするのは、法の趣旨に違反すると考える。

### (3) 移転価格税制の見直し

### ① 定義の明確化と運用環境の整備

移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供 取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用 にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整 備を行って頂きたい。

#### ② 調査における手続きのルール化

移転価格の調査における手続きの明確化(納税者側への課税根拠・関連データの開示など)など、ルールを整備して頂きたい。

#### ③ 事前連携の強化

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

# ④ APA(移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化

移転価格税制上の重要な制度であるAPA(事前確認制度)の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

#### ⑤ 持分基準の見直し

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。

#### ⑥ 移転価格文書化

「国別報告事項(CbCR)」の作成及び提出義務に関し、EUのパブリック CbCRや英国の税務方針開示等、我が国はそれら飛びぬけたルールを作らず、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備し、実施するよう働きかけて頂きたい。異なる課税当局から出てくる質問の対応について親会社所在地国の税務当局が交通整理を行い、質問はその税務当局が受けとめて一元化し、回答も最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施できるようにして頂きたい。

CBCR Notificationの提出期限は事業年度末となっており、最新のデータのUpdateが困難であるため、現状は予定版と、翌年度末の確定版の2回で提出していることで対応している。事務負担の効率性の観点から、CBCRと同様な期限に見直して頂きたい

また、確定申告期限までに、ローカルファイル(LF)を作成することが 法制化されているが、多くの日本企業は作成期限が日本より遅い海外子会 社のLFを日本向けLFとして使用しているため、日本のLFの作成期限を事 業年度終了後6ヶ月以上にするよう再検討をお願いしたい。

# (3) 二国間租税条約の締結及び改訂の促進等

#### ① 二国間租税条約の締結及び改訂の促進

#### 1. 租税条約の早期締結

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

# 2. ロイヤリティ支払いでの源泉税相互撤廃に関する租税条約の改訂

日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改訂を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第12条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改訂をお願いしたい。

#### 3. 配当免税措置に係る租税条約の改訂

投資交流の一層の促進を図る目的から米国・英国・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改訂定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改訂をお願いしたい。

#### 4. 「譲渡所得に関する源泉地国課税」制限の改訂

租税条約の「譲渡所得に関する源泉地国課税」を制限するよう条約締結相手国と交渉し、改訂をお願いしたい(特に中国、インド、韓国等)。例えば、日本におけるグループ法人同士の合併(又は分割)により、被合併法人(又は分割法人)が所有する海外子会社株式を合併法人(又は分割承継法人)に移転する場合、日本において適格組織再編に該当し、譲渡所得に対する課税が繰り延べられても、海外において譲渡所得が課

税されることがあり、この場合、国外所得が生じないため、外国税額控除の適用を受けられない問題が生じることから、企業の組織再編活動の阻害要因となる。

# ② 租税条約の適用を受ける支払に関する「租税条約に関する届出書」の 提出要件の緩和

人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行われたい。

また、米国等適用により免税となる場合、居住者証明が必要であるが、 取引相手が国の機関である場合、居住者であることは明らかであるので、 居住者証明の取得の要件を緩和して頂きたい。

# ③ 租税条約上の技術役務対価条項について

2017年の国連モデル租税条約の改定により、新興国等と締結する租税条約に「技術上の役務対価(FTS: Fee for Technical Service)」条項が含まれる可能性が高まったが、今後、既存の租税条約の改定に際しては、当該FTS条項を含めないで頂きたい。当該FTS条項は「技術上の役務対価」に対し、その対価の支払い側の国において、支払地国内のPE(恒久的施設)の有無等を問わず、一定の限度税率で支払総額に課税を認める規定である。新興国等の国内法において、対価の受取り者に当該新興国での税務申告の義務を課す場合があり(例えばインド)、当該条項により課税が認められると、当該新興国で税務申告をしなければならず、作業負荷が多くなる。

# (5) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善

平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

また、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合(海外子会社を通じて保有する持分割合を含む)が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。

# (6) タックスプランニングの義務的開示

我が国におけるタックスプランニングによる租税回避リスクを十分検証することが重要である。それを踏まえて法制度を行う場合、租税回避を行っていない大多数の企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限となるよう、各国と協議して頂きたい。

# 7. 地方法人課税制度の抜本的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点を踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二税について、全体の法人税負担の軽減の観点から見直して頂きたい。また、グループ通算制度の導入を検討して頂きたい。

# 8. 会計基準変更への対応

近年、国際的整合性の観点から金融商品に関する会計基準、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準等、各種会計基準の見直しが行われてきている。今後は更に国際会計基準とのコンバージェンスが進められることとなっているため、税制上の対応が必要である。また、収益認識に関する会計基準の適用に際して企業負担軽減の配慮をお願いしたい。

# (1) 会計上の損失処理の容認

企業においては、会計基準の導入・変更に伴い、不良債権・不良資産等に係る損失処理が進められてきたが、税制がこのような動きに連動していないため、損金認容が制限された結果、多額の繰延税金資産が計上されることになり、多くの企業において繰延税金資産の資産性の問題が生じている。また、会計・税務の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、判断と手続きの両面で極めて煩雑となっている。

税務上の取扱いは企業会計上の取扱いと極力一致させるべきあり、具体的な要望事項は次のとおり。

#### ① 貸倒引当金制度廃止の見直し等

平成 23 年度税制改正において、金融機関等を除いて貸倒引当金制度の 廃止が行われたが、公平性の観点から問題が多く、従前の取扱いを復活す るとともに、次の個別評価の貸倒引当金については、繰入率の引き上げを お願いしたい。

- ・ 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額の大幅引き上げ
- ・ 外国政府などに対して有する特定海外債権に係る貸倒引当金の繰入限度

額の 100%化

# ② 有価証券評価損の計上の容認等

上場有価証券などの一部を除いて、法人税法上の有価証券等に係る評価 損の要件は従来どおりであるため、会計と税務の乖離が大きく、多額の有 税処理を余儀なくされている。公正な担税力の観点から、また実務の煩雑 性において、かかる現状は適当でないことから、会計基準と同様の基準で 評価損の計上を認めて頂きたい。また、相場のあるゴルフ会員権は、上場 有価証券に準じ評価損の計上を認めて頂きたい。加えて、損金経理要件を 廃止し、退職給付信託資産(有価証券)についても一般の上場有価証券と 同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

# ③ 棚卸資産に係る評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入

棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失についても、会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

## (2) 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う税制措置

国際会計基準へのコンバージェンスが行われた場合、減価償却費等の課税ベースが大幅に拡大することが懸念される。会計基準適用の有無により課税ベースが異なることとなるのは課税の公平性を欠き、その結果設備投資や研究開発投資へ大きな影響を与える可能性があるため、次の事項を要望する。

#### ① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込まれているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

#### ② 試験研究費の発生時損金算入

一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することが見込まれているが、試験研究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

# ③ 排出量取引における費用計上時期について

排出権の減損処理について会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

#### (3) 収益認識に関する会計基準適用に際しての適切な配慮

2018 年 6 月に公表された「収益認識に関する会計基準」を受けて行われた法人税改正は、会計に歩み寄った形で行われているが、法人税と消費税の処理については新たな乖離が生じることになった。消費税についても納税者の事務負担に配慮した取り扱いがされることを要望する。

なお、税と会計の相違点は多岐にわたっており、申告業務に対する企業の 事務コストは増加する一方である。監査法人による会計監査が行われている 場合は会計処理を原則として容認し、税務調整を極小化する措置を講じるこ とを要望する。

#### (4) 会計上の減損損失の税務上の認容時期の明確化

会計上、減損したものについて、税務上の認容時期を明確にして欲しい。 概ね 50%以上価値が低下し、回復の見込みがない場合は認容できると思われ るが、「回復の見込み」という定義が明確でないため、税務調査時に論点に なっている。

# 9. その他

# (1) 民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄 並びに債権譲渡の税務上の容認

民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄 並びに債権譲渡について税務上も容認し、原則として寄附金として扱わな いようにして頂きたい。

### (2) 子会社等の整理・支援損に係る取扱いの緩和

子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付等)の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。

#### (3) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。